

早川町・身延町・南部町医療事務組合事務専決規程

(令和7年9月1日訓令第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、管理者の権限に属する早川町・身延町・南部町医療事務組合（以下「組合」という。）の組合事務を迅速に処理し、事務効率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするため、事務の専決及び代決について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者若しくは管理者の権限を委任された者又は専決権限を有する者との権限に属する事務について、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 あらかじめ定められた者が、この規程に定める範囲に属する一定の事項について、管理者又は管理者の権限を委任された者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁権者が不在の場合において、あらかじめ定められた者がこの規程に定める範囲に属する一定の事項について、当該決裁権者に代わって臨時に決裁することをいう。
- (4) 不在 決裁権者が旅行又は傷病その他の理由により自ら決裁できない状態にあることをいう。
- (5) 局長 組合事務局設置条例（令和7年早川町・身延町・南部町医療事務組合条例第6号。以下「条例」という。）第2条に規定する局長をいう。
- (6) 職員 条例第2条に規定する職員をいう。

(専決できない事項)

第3条 局長の専決できない事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 組合の運営に関する方針の決定及び変更並びに重要な施策の執行に關すること。
- (2) 組合議会の招集に關すること。
- (3) 組合議会に提出する議案、諮問及び報告に關すること。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条及び第180条の規定に基づく専決処分に關すること。
- (5) 条例、規則その他重要な規程の制定及び改廃に關すること。
- (6) 特に重要な会議の招集及び付議事項に關すること。
- (7) 審査請求、訴訟、和解、あっせん、調停及び仲裁に關すること。
- (8) 特に重要な請願、陳情及び建議に關すること。

- (9) 特に重要な告示、公告、公表、訓令、通達、指令、通知、申請、上申、副申、証明、届出、調査、諮詢、照会、回答、報告及び復命その他これらに類する事項に関すること。
- (10) 指定管理と締結した協定書及び覚書に規定する事項に関すること。
- (11) 事務の委任に関すること。
- (12) 組合運営に対する世論の聴取及びその要望事項の処理推進に関するこ
と。
- (13) 住民に対する重要事項の伝達に関すること。
- (14) 組合議会の同意を要する委員等及び附属機関その他これに類するもの
の委員等の任免、委嘱及び解職に関すること。
- (15) 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、賞罰その他重要な人事に関するこ
と。
- (16) 褒彰若しくは表彰の決定及び被褒彰者若しくは被表彰者の推薦に関するこ
と。
- (17) 職員の海外旅行命令に関するこ
- (18) 職員の異例な勤務に関するこ
- (19) 施設の設置及び処分に関するこ
- (20) 重要な寄附の採納に関するこ
- (21) 損害賠償に関するこ
- (22) 他の行政機関との重要な協議に関するこ
- (23) 予算を編成するこ
- (24) 公有財産の売払いの決定及び契約に関するこ

(専決事項)

第4条 局長の専決事項は、別表に掲げるとおりとする。

(専決にかかる報告)

第5条 専決者は、専決した事項を管理者に報告しなければならない。

(代決)

第6条 代決は、次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 管理者が決裁権者であるもの 局長
 - (2) 局長が決裁権者であるもの 職員
- 2 前項の場合において、重要な事項又は異例若しくは先例になると認められ
る事項については、代決することはできない。
- 3 代決した事項は、代決後速やかに決裁権者に報告し、後閱を受けなければ
ならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

附 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

専決事項

(1) 庶務に関する事項

専決事項	専決者	備考
文書 受取・発送		
保存・廃棄		
告示、公告、公表、訓令、通達、指令、通知、申請、上申、副申、証明、届出、調査、諮詢、照会、回答、報告、復命その他これらに類するもの	局長	定例的又は軽易なもの
事務引継書の受理		

(2) 人事に関する事項

専決事項	専決者	備考
休暇		
時間外（休日）勤務命令		
旅行命令	局長	
職務専念義務の免除		

(3) 土地・建物等に関する事項

専決事項	専決者	備考
賃貸借（年間）		80万円以下
登記・地目変更		
土地の測量	局長	
施設等の管理		定例的又は一次的使用

(4) 工事の請負に関する事項

専決事項	専決者	備考
予算執行伺（施行決定）		
入札予定価格決定		
監督員の任命	局長	200万円以下
工事完成検査の復命（報告）		

(5) 財務に関する事項

専決事項		専決者	備考
支出負担 行為	給料	局長	
	職員手当等		
	賞与引当金繰入額		
	報酬		
	法定福利費		
	法定福利費引当金繰入額		
	報償費		10万円以下
	旅費		
	費用弁償		
	上記以外のもの		出張命令簿による。
	需用費		
	光熱水費・燃料費		
	食糧費		10万円以下
	修繕料		50万円以下
	物品		
	物品以外のもの		100万円以下
	上記以外のもの		50万円以下
	役務費		
	保険料		
	通信運搬費		10万円以下
	上記以外のもの		10万円以下
委託料		100万円以下	
使用料		10万円以下	
交際費		10万円以下	
公有財産購入費		150万円以下	
備品購入費		150万円以下	
負担金補助及び交付金		100万円以下	
手数料			
図書費			
雑費			
報償金		10万円以下	
積立金			
寄附金		50万円以下	

	公課費（消費税を除く。）	
減価償却費	建物減価償却費、機械備品減価償却費、車輌運搬具減価償却費、構築物減価償却費、リース資産減価償却費、その他有形固定資産減価償却費、無形固定資産減価償却費	
	資産減耗費	100万円以下
	支払利息及び企業債取扱諸費	100万円以下
	長期前払消費税勘定償却	100万円以下
	消費税	100万円以下
	過年度修正損	100万円以下
	病院増改築費	100万円以下
	器械整備費	100万円以下
	企業債償還金	100万円以下
	補助金返還	100万円以下
	上記以外の支出負担行為	10万円以下
	支出命令	
	収入調定	
	収入命令	
	予備費の充用	10万円以下
	予算の流用	10万円以下
国県支出 金の交付 申請書（ 要望書）	予算計上済のもの 上記以外のもの	
		50万円以下
	国県支出金の請求及び実績報告書	
	歳入歳出外現金の収入支出	